

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	久留美 (与呂木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月19日、令和6年7月14日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区外居住耕作者の割合が高く(約1/4)、水路管理等の共同作業の持続的な人員確保に不安がある。
・JAライスセンターの隔日利用が始まって以来、適時刈取りに苦慮している。早期の全日利用再開を望む強い声がある。
・農業者の年齢は50代後半から70代前半が多く、高齢農業者の割合が高い(61.9%)。
・現状では、親族、近隣農業者やJAの協力を得ながら大規模な耕作放棄地を発生させることなく耕作を行っている。
・規模拡大や現状維持の意向のある農家が33件(76.7%)あり、条件次第で今後10年程度は地区内の農地の維持管理は可能と考えられる。
・多面的機能支払交付金を活用し、水環境(ため池、水路)の維持を行っているが、今後の農業者の更なる高齢化に伴い、水路や畦畔の維持管理が困難になることが予想される。
・現状は専業及び兼業の個人農家が主となっているが、機械代等の高騰により小規模な個人経営は難しくなることが予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・山田錦を主要作物としつつ、現在の耕作地の継続的な維持を図る。加えて、山田錦以外の作物の高付加価値化や新たな販路開拓についてJA、行政と連携し進め、地域農業を持続性のある地場産業として発展させる。
・持続可能な体制として、中核的農家等への農地の集約を進めるとともに、農家間連携の強化や新たな営農主体(集落営農組合など)の設立等を含め、地域ぐるみで多様な経営体の確保・育成を図っていく。
・地区内・外の耕作者の一層の連携強化を図れるよう、情報・ルール共有を含めた方策を考える。
・また、農業者の高齢化に対応した水路や畦畔の効率的な管理方法の検討を進める。
・ライスセンターの全日利用再開を含めたセンターの機能強化・利便性向上策をJAと共に考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・離農、規模縮小が生じた場合、農業委員等と調整し農地中間管理機構(農地バンク)等を通じて中核農家的等への農地の集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・個別で管理できなくなった場合は、農地中間管理機構(農地バンク)に貸し付け、段階的に集約化する。その際、農業委員等と調整し、所有者の貸し付け意向に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業の未実施農地については、土地利用の将来像について地区内での話し合いを進める。 ・将来とも農地として利用するエリアについては、パイプラインの整備等 農地を効率的に管理する方法を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・持続可能な体制として、中核的農家等への農地の集約を進めるとともに、農家間連携の強化や新たな営農主体(集落営農組合など)の設立等を含め、地域ぐるみで多様な経営体の確保・育成を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる農業サービスは、JA等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--